

	午前10時 開会
委員長（大村）	ただいまから、令和3年第10回東大和市選挙管理委員会を開会いたします。
	議事日程により、議事を進行いたします。
	日程第1 会議録署名委員の指名について、小嶋委員を指名いたします。
	次に、日程第2 会期の決定については、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（大村）	ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。
	はじめに、日程第3 第28号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（井上）	日程第3 第28号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」を説明いたします。
	2ページをご覧ください。令和3年9月1日現在により、公職選挙法第28条に基づき抹消するものであります。第1号該当の死亡者は8月1日から同月31日までの間で73人、第2号該当の転出後4か月を経過した者は4月1日から同月30日までの間の転出者で276人、在外選挙人名簿への移転による第3号抹消者及び誤登載による第4号抹消者は該当がありませんでした。以上のようにして349人を抹消するものであります。
	3ページをお開きください。8月1日現在の登録者数は、男性34,577人、女性36,184人、合計で70,761人でした。
	今回の抹消者数は男性193人、女性156人、合計349人で、差引合計は、男性34,384人、女性36,028人、合計で70,412人となるものであります。
	お手元に抹消者一覧を配布してありますので、よろしくご審議をお

	願いたします。
委員長（大村）	事務局からの説明が終わりました。抹消者一覧をご確認の上、ご質問等ございましたら、願いたします。
	全委員、抹消者一覧を確認
委員長（大村）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（大村）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第28号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（大村）	異議なしとのことですので、第28号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定といたします。
	続きまして、日程第4 第29号議案「東大和市選挙人名簿への定時登録について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（井上）	それでは、日程第4 第29号議案「東大和市選挙人名簿への定時登録について」を説明いたします。
	5ページをご覧ください。公職選挙法第22条第1項の規定に基づき、令和3年9月1日現在で資格を有する者を、東大和市選挙人名簿に登録するものです。
	本日の定時登録者数は、男性459人、女性452人、合計で911人であります。
	内、年齢要件による登録者は男性86人、女性76人で合計162人です。

	年齢要件は、平成15年9月2日以前に生まれた者、住所要件は、令和3年6月1日までに転入手続きをし、引き続き東大和市に住所を有する者及び東大和市から他の区市町村に住所を移した者のうち、引き続き3か月以上東大和市の住民基本台帳に記録されていた者であつて、転出後4か月を経過しないものであります。
	6ページをお開きください。本日の定時登録の結果、登録者数は71,323人となり、その内、男性が34,843人、女性は36,480人であります。
	新規登録者一覧をお配りしてありますので、よろしくご審議をお願いいたします。
委員長（大村）	事務局からの説明が終わりました。新規登録者一覧をご確認の上、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
	全委員、新規登録者一覧を確認
委員長（大村）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（大村）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第29号議案「東大和市選挙人名簿への定時登録について」は、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（大村）	異議なしとのことですので、第29号議案「東大和市選挙人名簿への定時登録について」は、原案のとおり可決決定といたします。
	続きまして、日程第5 第30号議案「裁判員候補者予定者を選定するくじの執行及び名簿の調製について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。

事務局長（井上）	<p>それでは、日程第5 第30号議案「裁判員候補者予定者を選定するくじの執行及び名簿の調製について」を説明いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者予定者を選定するくじを執行し、裁判員候補者予定者名簿を調製するものです。</p> <p>当市に割り当てられた裁判員候補者の予定者は91人でございます。</p>
委員長（大村）	<p>それでは、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">全委員から「なし」の声あり</p>
委員長（大村）	<p>ご質問は無いようですので、ただいまから裁判員候補者予定者を選定するくじを執行します。</p> <p style="text-align: center;">午前10時20分 くじを執行する</p> <p style="text-align: center;">午前10時22分 くじの執行を終了する</p>
委員長（大村）	<p>ただいま、くじの執行が終了いたしました。くじにより選ばれた裁判員候補者の予定者91人をパソコン画面で確認してください。</p> <p style="text-align: center;">全委員、画面確認をする</p>
委員長（大村）	<p>確認していただきましたので、事務局により名簿の調製をお願いします。</p>
委員長（大村）	<p>続きまして、日程第6 第31号議案「検察審査員候補者予定者を選定するくじの執行及び名簿の調製について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。</p>
事務局長（井上）	<p>それでは、日程第6 第31号議案「検察審査員候補者予定者を選</p>

	定するくじの執行及び名簿の調製について」を説明いたします。
	10ページをご覧ください。検察審査会法第10条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者予定者を選定するくじを執行し、検察審査員候補者予定者名簿を調製するものです。
	第1群から第4群までございますが、当市に割り当てられた人員数は第1群2人、第2群2人、第3群2人、第4群2人の計8人でございます。
委員長（大村）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（大村）	ご質問は無いようですので、ただいまから検察審査員候補者予定者を選定するくじを執行します。
	午前10時24分 くじを執行する
	午前10時25分 くじの執行を終了する
委員長（大村）	ただいま、くじの執行が終了いたしました。くじにより選ばれた検察審査員候補者の予定者8人をパソコン画面で確認してください。
	全委員、画面確認をする
委員長（大村）	確認していただきましたので、事務局により名簿の調製をお願いします。
委員長（大村）	続きまして、日程第7 報告ですが、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局長（井上）	それでは、報告事項を申し上げます。

